良好で快適な生活環境の確保にご協力ください！！

本市では平成２１年に「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」を制定しました。

投げ捨て等の禁止（第６条）

空き缶や吸い殻等を公共の場所等に捨てるのはやめましょう。

夜間花火の禁止（第７条）

夜間（午後９時から翌日午前６時）に爆発音の出るもの、打ち揚げるもの等の花火はやめましょう。

落書きの禁止（第８条）

公共の場所等に落書きをするのはやめましょう。

屋外焼却行為の制限（第９条）

屋外において焼却行為をするのはやめましょう。（ただし、たき火等の軽微な焼却行為等の例外があります。）

騒音又は悪臭の防止（第 10 条）

日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭により周辺の生活環境を損なわないように努めましょう。

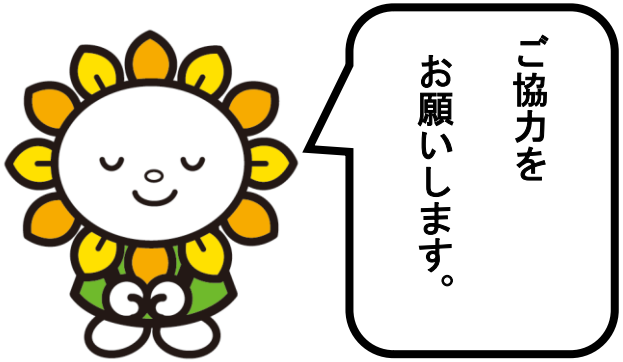

回収容器の設置及び管理（第 11 条）

自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、適正に管理しましょう。

犬及び猫の管理（第 12 条）

飼い犬を公共の場所等において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しましょう。また、ふんは必ず持ち帰りましょう。

飼い猫は屋内で飼養しましょう。

土地の管理（第 13 条）

土地の所有者又は管理者は、雑草や雑木の繁茂などにより周辺の生活環境を著しく損なう状態にならないよう適正に管理しましょう。

印刷物等の配布者等の責務（第 14 条）

公共の場所において印刷物を配布した場合は、周辺に散乱しないようにしましょう。

この条例は人の良心に訴えるためのものです。罰金などの罰則はございません。

私たち一人ひとりの良識ある行動により、環境の保全や美化が促進されるようご協力をお願いします。